

# 法伝寺2号古墳

—前方後方墳の緊急確認調査—



1997. 3

長野県飯山市教育委員会

## 例　　言

1 本書は、長野県飯山市大字静間 511 番地に所在する法伝寺（ほうでんじ）2号古墳の緊急確認調査報告書である。

2 調査は、飯山市教育委員会が国庫補助を受けて、平成8年度事業として実施した。調査期間は以下のとおりである。

事前整備作業 平成8年5月9日～5月17日

確認調査 平成8年6月19日～7月5日・22・23日

整備作業 平成8年10月21日～11月12日（市単独事業）

3 確認調査の結果、法伝寺2号古墳は前方後方墳であることが明らかとなった。また、土地所有者との協議により市指定文化財として保存することが決定した。

4 調査にかかる体制は以下のとおりである。

調査体制

指導 高橋 桂（飯山市文化財保護審議会長）

担当 望月静雄（飯山市教育委員会事務局）

作業員 中村智子・土屋久栄・宮本鉢子・山崎小道・小澤利信・岸田志づ子・村松修司・坪根ふみ子・小出よね子・植中高見・高橋武・宇田隆・丸山幸雄・小林繁男・風巻泰助・東條寅雄

整理 藤沢和枝

教育委員会 岩崎彌（飯山市教育長）

月岡保男（飯山市教育次長）

山崎賢太郎（生涯学習課長）

町井和夫（生涯学習課社会教育係長） 望月静雄（同係員）

5 本書の作成は、望月静雄・藤沢和枝が行なった。文責は望月にある。

6 調査資料等については、飯山市教育委員会事務局が保管している。



現地見学会（市公民館主催） 平成8年7月30日

# I はじめに

法伝寺2号古墳については、当時飯山市文化財専門委員の高橋桂が飯山市教育委員会が昭和46年発行した「飯山の文化財」において、「この古墳の形状については、従来円墳とされてきたが、南側に若干張り出した部がある。前方後円墳の形状をとるのではないかと思われるが、判然としないので従来通り円墳としておく。後の調査に待ちたい。」と述べられ、すでに円墳説について疑義を表明していた。しかしながら、当時は林地となっており、刈り払いした杉枝等も散在していたので墳形がはっきりしなかったため、明確な調査によって確認されるのを待って訂正しようとしていたようである。

また、昭和51年に発刊された高井36号において松澤芳宏氏は、「帆立貝式古墳の一例—飯山市法伝寺二号古墳の場合ー」としてこの古墳について次のように触れている。「…最近樹木の伐採が行なわれて、二号墳の外形を観察する機会に恵まれた。…帆立貝形の墳形が露呈したのである。」と述べられて、初めての古墳実測図を提示している。さらに同氏は昭和58年雑誌「信濃」に「飯山・中野地方の前半期古墳文化と提起する諸問題」と題し、当該古墳について「古墳の東側にやや直線的な面が残り、あるいは前方後方墳と考えられないこともない。現在は帆立貝式と前方後方墳の二つのケースを考えている」と述べられている。

以上のように、当該古墳については前方後円墳（帆立貝式）、前方後方墳の二者が想定され、今回の調査によって前方後方墳であると確認されるまで、どちらとも言えなかつことは事実である。法伝寺2号墳は主体部北側が住宅団地造成の折に削り取られてしまっていることも墳形が明確にならなかつた要因でもあろう。

平成7年11月 付近住民より教育委員会に、法伝寺2号古墳の周辺で墓地の造成が行なわれており古墳が破壊される可能性がある旨の連絡を受ける。担当者が現地へ赴き現況の調査を行なう。古墳の墳形自体には影響が認められなかつたが、東西の裾周辺まで造成が行なわれていた。

法伝寺住職岩上昭亞氏に状況を伺つたところ、古墳として認識されており古墳自体に工事を行う予定はないとのお話をあつた。ただし、周囲に環境整備を兼ねて造成したい希望を持たれており、どの付近まで工事してよいか確認する必要も生じた。そのため、平成8年度において確認のための調査を行ない、それによって両者で調整することとなつた。



図1 法伝寺2号古墳の位置 (1 : 25,000)

## II 古墳の現況と整備

### 1 古墳の現況

法伝寺2号古墳は、長野県飯山市大字静間511番地に所在し、曹洞宗法伝寺の墓地内にある。かつて主体部西側裾に上水道貯蔵施設が造られたこともあり、その残骸も残っていた。また、昭和43年に金山团地造成が行なわれ、古墳北側部分が削土されてしまった。以降、研究者等では古墳として注意されてはいたが一般市民に注目されることもなく、むしろあれるにまかせていたのが現状である。

平成7年11月踏査のおりには、前方部が山のように杉枝や他所の切り株等が置かれておりまったく状況が不明であった。また後方部は雑木切り株、团地造成時に出土した大石などが散在しており、いずれにしても測量調査さえままならない状態であった。

- そのため、① 調査にあたってはまず古墳の整備を行なう。  
② 測量調査を行なう。  
③ 造成地の発掘調査を行ない古墳の状況を確認する。  
④ 調査結果をもとに、保護すべき範囲を所有者と検討する。とした。

### 2 整備作業

測量及び発掘調査に先立つ整備は、平成8年5月9日～17日まで行なった。後方部の大石は大型のバックホーが現地に入れないためそのままにすることとし、切り株処理や草の刈り払いなどはすべて手作業で行なった。また、前方部の杉の枝などについては手作業で処理を始めたが、大きな切り株や土なども盛りあげてあったため手作業では無理と判断して小型のバックホーを借り上げて行なった。



前方部の状況



後方部の事前整備作業

### III 測量・発掘調査の結果

#### 1 測量調査

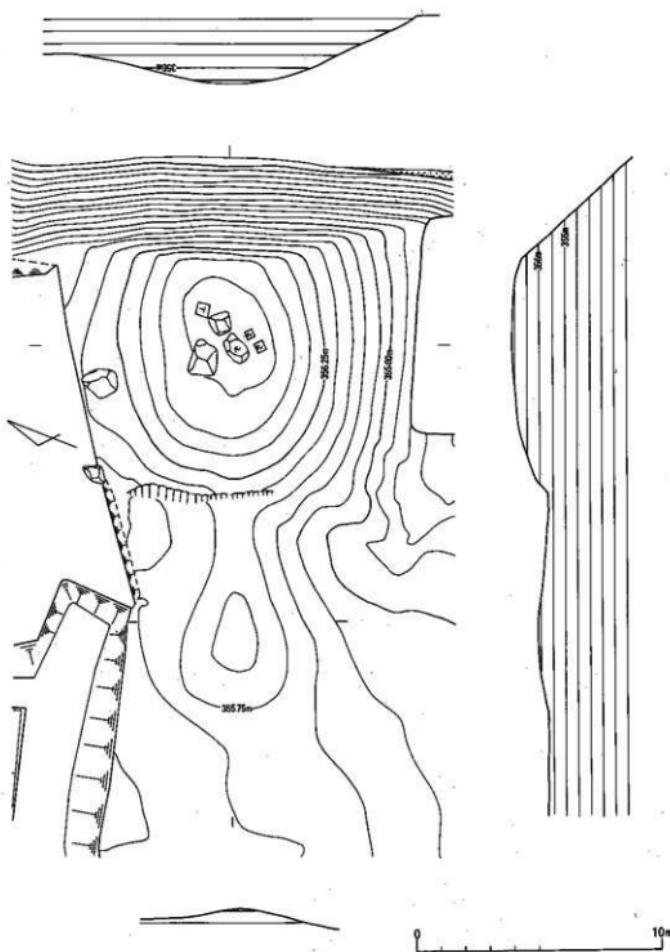


図2 古墳測量図 (1 : 200)

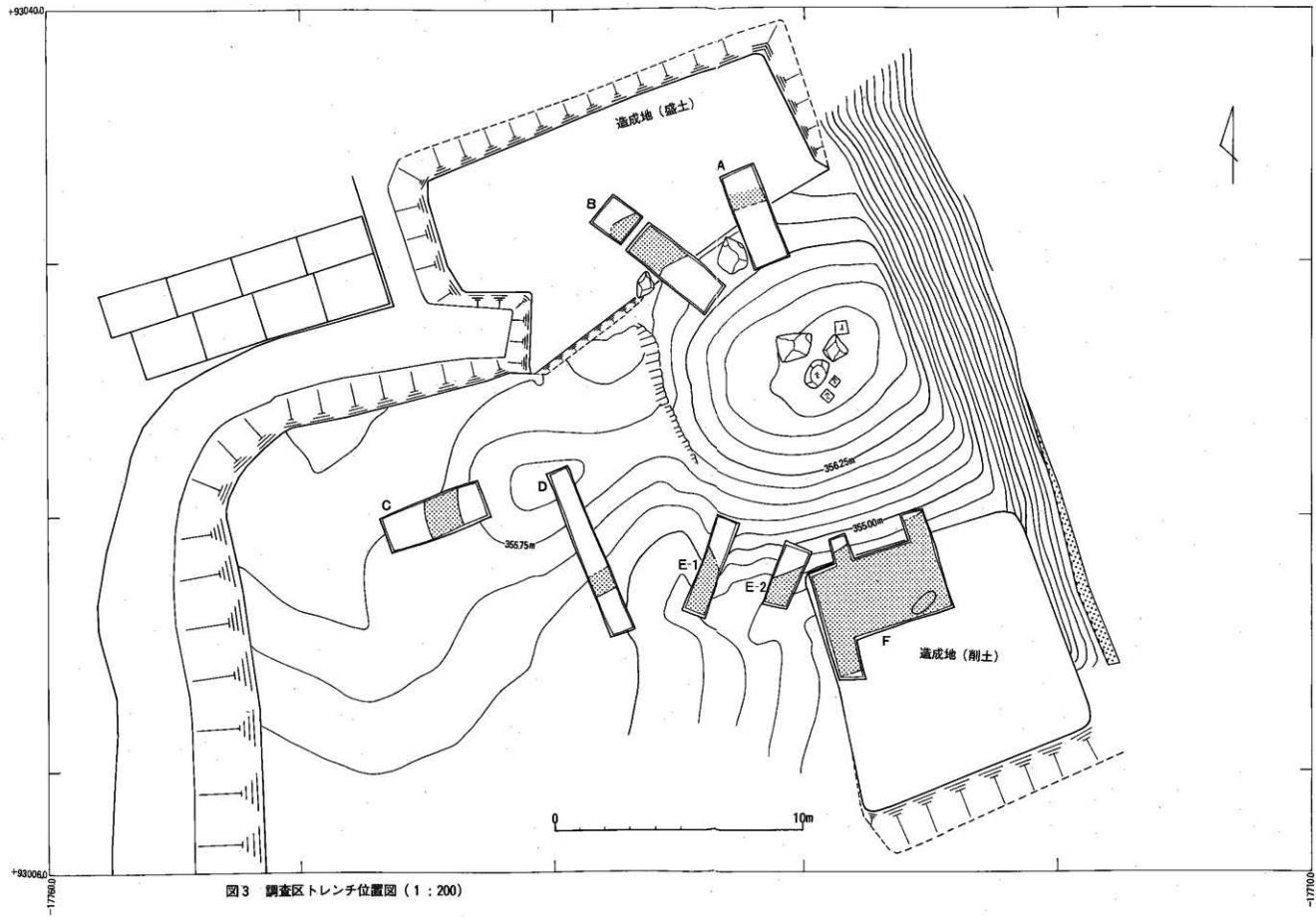


図3 調査区トレンチ位置図 (1 : 200)

## 2 発掘調査

今回の調査は、造成地の古墳の現況調査及び古墳の明確な範囲を把握するための調査であった。そのため調査区域はなるべく限定したが、墳形が後方形なのか後円形であるのかも明確にする必要があった。

調査区は、A～Fまで6トレンチを設定したが、Eトレンチを二つにわけて調査したため7トレンチとなつた。

### A・Bトレンチ（図4）

後方部の西側造成地において二本のトレンチを設定した。この造成地にはかつての上水道施設があり、墓地造成にともない地下の基礎部分を重機により除去しようとしたが、鉄筋コンクリートの巨大な施設のため除去できず、盛土して修景することにしたらしい。したがって、上水道施設以外墓地造成による破壊はないかと判断されたが、盛土により古墳の形状が変化している。

Aトレンチ 調査区西端部に上水道施設があり、かなり下部まで破壊されている。周溝と思われるわずかな落ち込みが認められた。

Bトレンチ Aトレンチと同様に西端部は上水道施設により破壊されている。周溝が確認され、ほぼ直角に曲がっていくように思われる。ただし、調査方法の誤りや幅が狭かったこともあり明確にできなかつた。

### C・Dトレンチ

前方部の調査でそれぞれ周溝がめぐっていることが確かめられた。

### Eトレンチ

E-1と2がある。後方部裾の南東変換部分で、1は東西に、2は南北に周溝に至る形状で、Fトレンチとのつながりから後方形であると確かめられた。

### Fトレンチ（図6）

後方部東裾部の造成地で、若干削土されたのではないかと考えられた地区である。当初裾部がはっきりしていたので周溝の確認に努めた。しかし、削土されていたため実際の裾部はもう少し上位にあった。この確認のためにトレンチを拡張している。また、周溝の立ち上がりは浅いためにいまひとつ明確にできなかつたが、東拡張区で3cmほどの立ち上がりを確認した。おそらく周溝の立ち上がりとしてよいであろう。また、周溝内に土坑も確認した。出土遺物等はなかった。

以上測量及び発掘調査の結果から、法伝寺2号古墳は前方後方墳であると結論づけられる。周溝は調査区すべてで確認され、ほぼ全周にめぐっていたと推定される。後方部西側の裾ラインは擾乱部分があり、調査の未熟さも手伝っていまひとつ形状をはっきりできなかつた。後方部北側は昭和40年代の住宅団地造成すでに削土されていたが、その破壊部分は測量図から推定3.5mの幅が失われたと思われる。これらを勘案し、法伝寺2号古墳の計測値を次に掲げる。

全 長	: 23m (推定)	後 方 部 最 大 高	: 2.6m
後 方 部 長	: 13.5m (推定)	前 方 部 最 大 高	: 2.1m
後 方 部 墳 頂 部 長	: 8 × 8 m	前 方 部 後 方 部 比 高	: 1.0m
前 方 部 長	: 9.5m	後 方 部 最 高 点 標 高	: 357.14m
前 方 部 端 部 幅	: 8 m		
く び れ 部 幅	: 4 m		

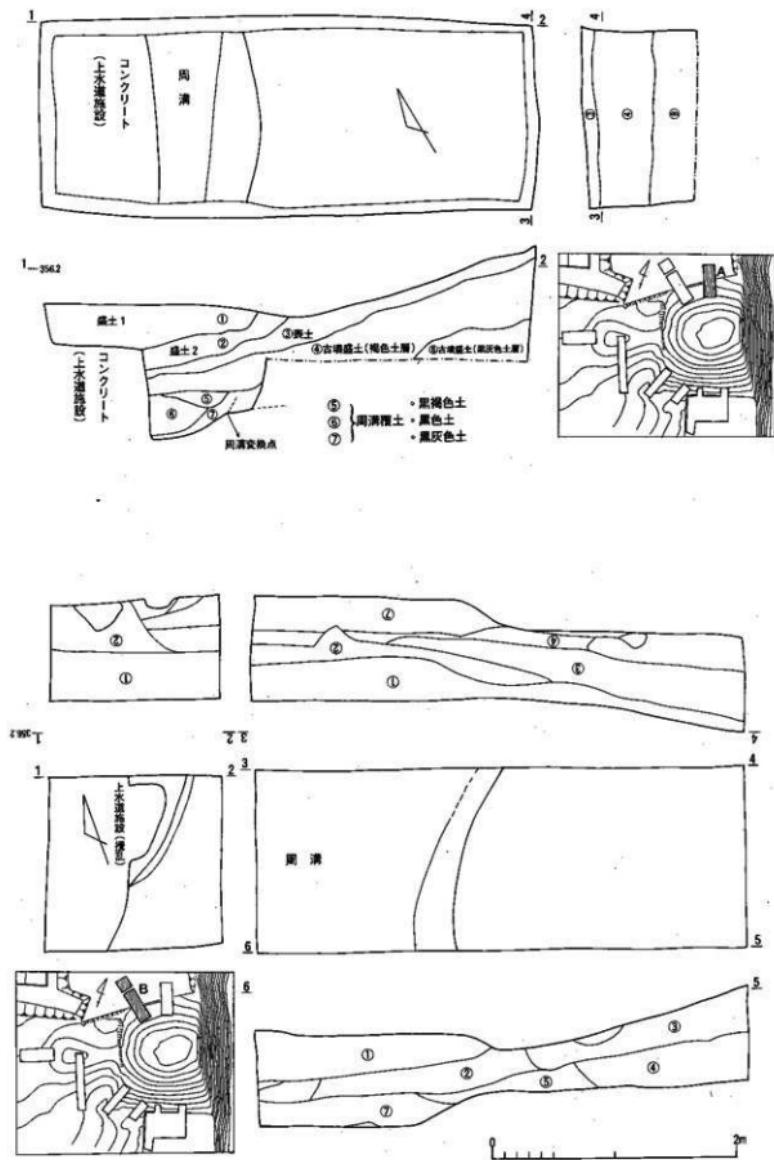


図4 A・B トレンチ実測図 (1:40)



E・F トレンチ発掘状況

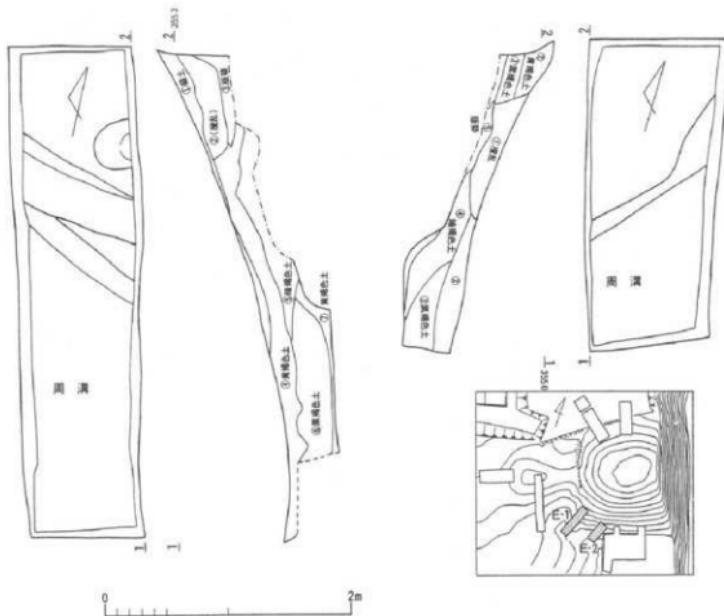


図5 E トレンチ実測図 (1:40)

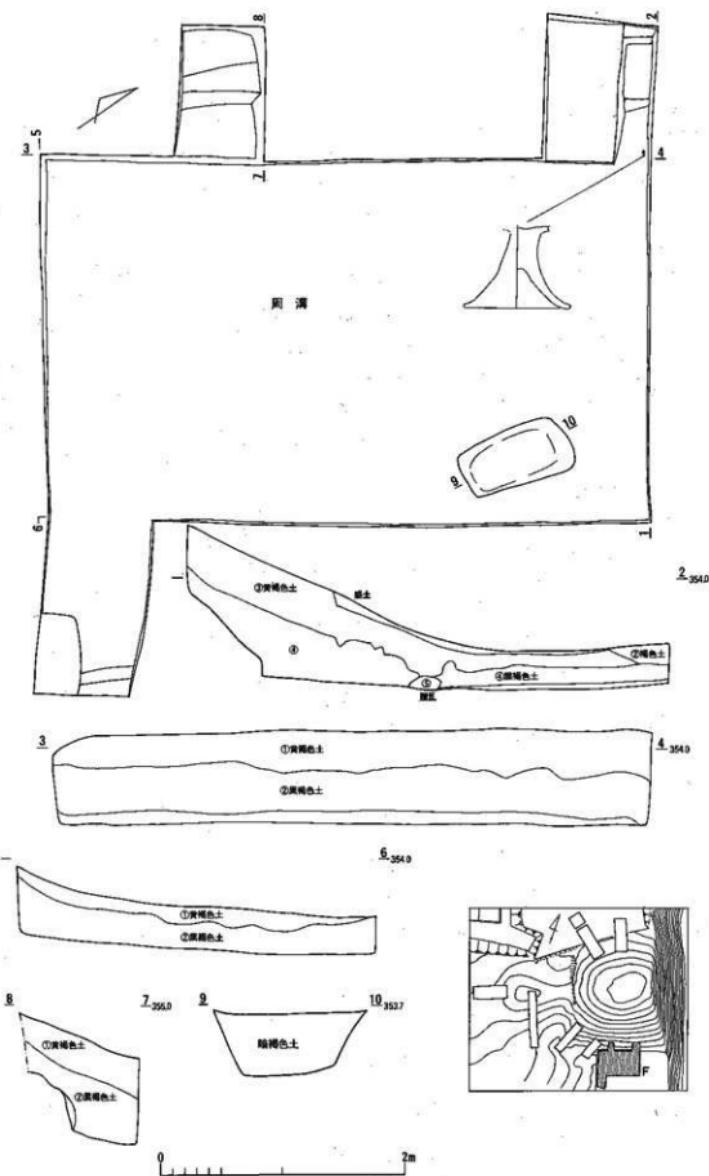


図6 Fトレンチ実測図(1:40)

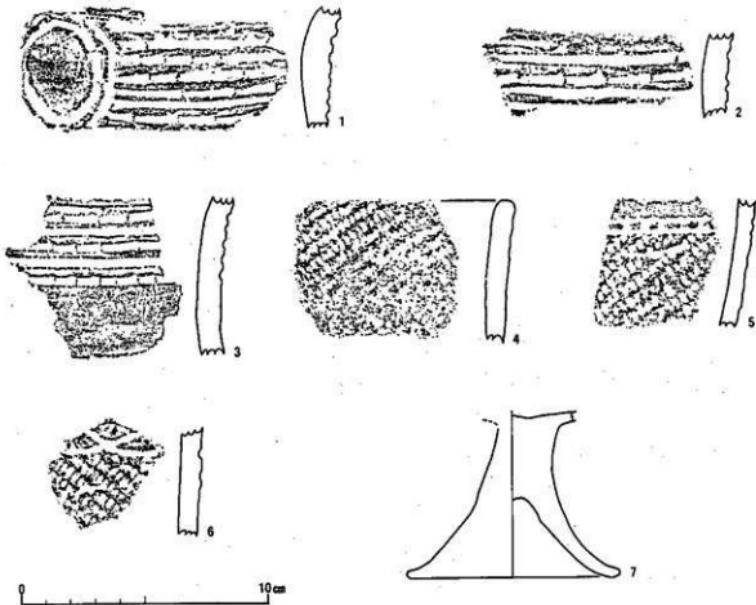


図7 出土遺物実測図 (1 : 2)

## (付) 公園化整備作業 (市単独事業)

調査の結果、所有者の深い御理解をいただきてそのまま保存することが決定した。ただし、周辺の環境整備を行なっており、古墳のみ現状のままでは景観を損なうことから、市単独事業として公園化を図ることとした。

### (基本的な考え方)



二号古墳は一部破壊されているものの、主体部はそのままのいわば生きている古墳である。そのため、現表土も含め極力改変を加えず、通路についても盛土して行なうこととした。また、墳丘には芝を張り土砂崩落を防ぐ事とした。

古墳上に通路を設けることに異論もあったが、一般市民が訪れる事を考慮すれば、いずれにしても墳丘に上ることを想定しなければならない。公園化し、逆に破壊を進めるようでは保護にならない。



後方部の頂の石造群

六地蔵・薬師如来像は近世に設置されたもの。庚申供養塔や大石は、团地造成時に移入されたらしい。所有者の要望により、六地蔵と薬師如来像は現地に、他は墳丘より移動することとした。後方部は、近世には薬師堂の奥の院として使用されたらしいので、やむを得ない措置とした。

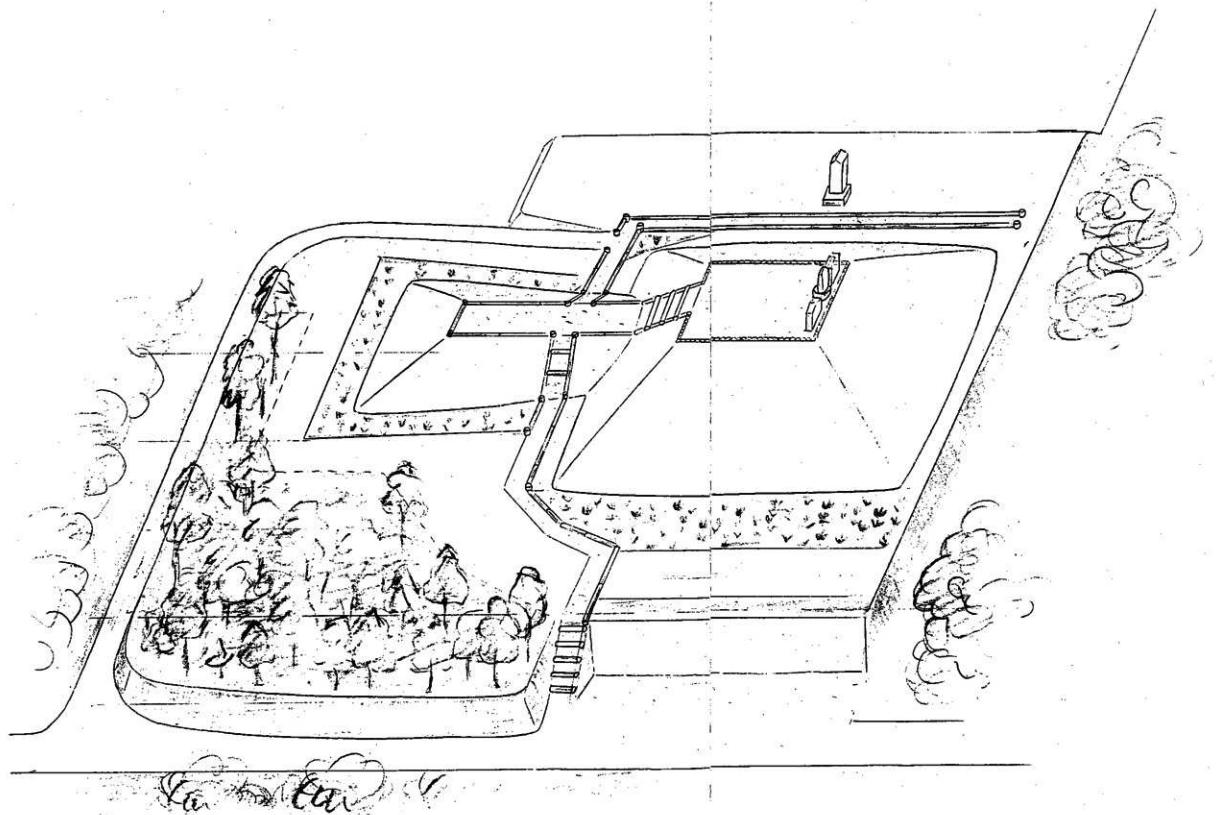


図8 法伝寺2号古墳整備イラスト（作成 桃井伊都子）

## 整備後の状況

法伝寺 2 号古墳への通路設置  
(東より)



墳丘への通路  
前方部と後方部の接する付近に砂利  
を敷きつめて通路とした。



古墳西側造成地の整備



飯山市埋蔵文化財調査報告 第55集

法伝寺2号古墳

平成9年3月14日

編集・発行 長野県飯山市教育委員会  
長野県飯山市大字飯山1,110-1  
印 刷 (南)足立印刷所